

平成 21 年 5 月 29 日 21 消安第 2236 号  
環自総発第 090529009 号  
改正 平成 26 年 2 月 24 日 25 消安第 5294 号  
環自総発第 1402241 号

農林水産省消費・安全局長  
環境省自然環境局長

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について(抜粋)

### 第3 3 (3)表示の基準(成分規格等省令別表の3)

販売用愛玩動物用飼料は、次に掲げる事項を表示しなければならないこととされている。これらのうち、アからウまでについては、愛玩動物の健康被害の防止の観点から、ウからオまでについては、問題発生時等に製品を特定する観点から表示することとされている。これらの事項は、邦文をもって表示しなければならない。

#### ア 販売用愛玩動物用飼料の名称

販売用愛玩動物用飼料の商品名をいうが、犬用又は猫用であることが分かるように記載すること。

#### イ 原材料名

「原材料名」又は「原材料」の文字を記載した上で、原則として使用した原材料(添加物も含まれる。)を全て記載する。

添加物以外の原材料にあつては、第 1 表に記載する分類名による表示も可能とする。また、分類名の次に括弧を付して、当該原材料の個別名を記載できることとする。その場合、栄養成分の調整等により、一時的に変更される可能性のある原材料については、「他」、「等」と表示することもできることとする。

添加物にあつては、加工助剤(愛玩動物用飼料の加工の際に添加される物であつて、当該愛玩動物用飼料の製造の過程において除去されるもの、当該愛玩動物用飼料の原材料に起因してその愛玩動物用飼料中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該愛玩動物用飼料中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該愛玩動物用飼料に及ぼさないものをいう。)を除き、原材料として使用したものを全て記載することとする。

また、第 2 表に掲げる物として使用される添加物については、同表に掲げる用途名も併記すること。

なお、第 3 表に掲げる物として使用される添加物については、同表に掲げる一括名で表示することも可能とする。

その他、栄養強化剤のビタミン類又はミネラル類は、それぞれ「ビタミン類」又は「ミネラル類」の文字の次に括弧を付して、ビタミン類にあつては当該原材料のビタミン名又は物質名、ミネラル類にあつては当該原材料の添加目的の元素名又は物質名を集約して記載できることとする。

内容量が100g以下の缶詰又は表示可能面積が120cm<sup>2</sup>以下のものについては、栄養強化剤について、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類と表示することも可能とする。

#### ウ 賞味期限

賞味期限とは、定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいうが、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとされている。「賞味期限」の文字を記載した上で、年月日又は年月により表示すること。なお、年月で表示する場合は、当該月の末日まで品質が保持されている必要がある。

賞味期限の設定は、販売用愛玩動物用飼料の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠に基づき適正に行うこと。なお、販売業者等において、販売用愛玩動物用飼料の容器包装の開封等を行い、当該販売用愛玩動物用飼料の賞味期限を変更する必要がある場合は、当該販売業者等が適切に対応すること。

#### エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

表示内容に責任を有する者について、製造業者等の種別とともに、その氏名又は名称及び住所を記載すること。種別の表示は、「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」、「製造者」、「輸入者」又は「販売者」とすること。

#### オ 原産国名

「原産国名」又は「原産国」の文字を記載した上で、販売用愛玩動物用飼料の製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を記載すること。最終加工工程には、包装、詰め合わせ等の販売用愛玩動物用飼料の内容について実質的な変更をもたらさない行為は含まれない。なお、原産国が日本の場合は、「国産」とのみ表示することも可能とする。

第1表

分類名
穀類
いも類
でん粉類
糖類
種実類
豆類
野菜類
果実類
きのこ類
藻類
魚介類
肉類
卵類
乳類
油脂類

注

- 1 上記以外のものにあつては、個別名による表示とする。
- 2 「魚介類」にあつては、魚類に由来する原材料のみ使用した場合は、「魚類」と表示することができる。
- 3 「肉類」にあつては、「畜肉類」と表示することができる。また、家きんに由来する原材料のみ使用した場合にあつては、「家きん類」又は「家禽類」と表示することができる。

第2表

用途名
甘味料
着色料
保存料
増粘安定剤
酸化防止剤
発色剤

注

- 1 「着色料」にあつては、添加物の物質名に「色」の文字を含む場合は、用途名の表示を省略することができる。
- 2 「増粘安定剤」にあつては、複数の多糖類を使用する場合は、「増粘多糖類」と表示し、添加物の物質名の表示を省略することができる。

第3表

一括名
イーストフード
かんすい
酵素
光沢剤
香料
酸味料
調味料
豆腐用凝固剤
苦味料
乳化剤
pH調整剤
膨張剤